

事 務 連 絡
平成 28 年 2 月 12 日

各 { 都 道 府 県 }
 { 保 健 所 設 置 市 } 衛生主管部（局）御中
 { 特 別 区 }

厚生労働省健康局結核感染症課

デング熱・チクングニア熱等蚊媒介感染症の対応・対策の手引き
地方公共団体向けの改訂について

平成 27 年 4 月 28 日付け事務連絡において、「デング熱・チクングニア熱等蚊媒介感染症の対応・対策の手引き 地方公共団体向け」を配布したところですが、今般、ジカウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）の四類感染症に規定されたことを受け、国立感染症研究所において、別添のとおり改訂しましたので、配布いたします。

つきましては、関係者への周知をお願いするとともに、貴管内での平常時の蚊対策や、デング熱やジカウイルス病等の国内感染事例が発生した場合に、本手引きを活用し、対応いただくようお願いします。